

# 小郡市開発行為等整備要綱に 関する事務取扱及び技術基準

## 第1章 事務取扱基準

(継続施行)

第1条 小郡市開発行為等整備要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項第5号に規定する継続施行とは、事業終了の日からおおむね宅地分譲については10年以内、その他については3年以内に、隣接する区域において施行することをいう。

## 第2章 技術基準

(排水施設の設計基準)

第2条 発生排水量は、次の算式又は数値に基づき算出する。

(1) 雨水量 ( $Q = \text{m}^3 / \text{sec}$ )

$$Q = 1 / 360 \times C \times I \times A \dots \dots \dots \text{合理式}$$

ただし、 $C =$ 流出係数  $0.65$

$$I = \text{降雨強度} = 6,664 / (t + 38)$$

$$t = t_1 + t_2 \quad t_1 = \text{流入時間} \quad 7 \text{分}$$

$$t_2 = \text{水路延長 } L \text{ (m)} / \text{流下時間} (1.5 \text{ m} / \text{sec} \times 60 \text{分})$$

$$A = \text{排水面積 (ha)}$$

(2) 汚水量

家庭汚水量計画1人 日平均汚水量  $4100 \text{ l} / \text{人} / \text{日}$

日最大汚水量  $5200 \text{ l} / \text{人} / \text{日}$

時間最大汚水量  $7300 \text{ l} / \text{人} / \text{日}$

なお、雨水（側溝、水路、管渠等）は、1.2倍、汚水は計画量の2倍の断面を確保すること。

(排水施設の構造及び施工方法)

第3条 排水施設の構造及び施工方法は、次のとおりとする。

(1) マンホールは片斜（1号以上）とすること。

(2) マンホールの蓋は鋳鉄製（小郡市型）、下水管の最小管径は200mmとし、管種は下水道用硬質塩化ビニール管とする。また支管取り付け管径は150mmとする。

(3) 段差が60cm以上のときは、流量に応じた副管付マンホールとする。

(4) 構造物（2次製品）は規格品（JIS、JSWAS）使用を基本とする。

- (5) 土被りは1. 2 m以上とし、やむを得ない場合は下水道課と協議すること。
- (6) 排水施設は人孔間毎に名称、構造、深さを明示した写真を撮り、埋め戻し前に中間検査を受けること。
- (7) その他施工方法及び構造は、「下水道施設計画・設計指針と解説」（日本下水道協会発行）に準ずる。

(受益者負担金等)

第4条 下水道処理区域内の排水設備工事は、すべて小郡市指定工事店で施工し、受益者負担金は、一括納付することとする。

(ごみ集積施設)

第5条 ごみ集積施設の設置基準は、以下のとおりとする。

- (1) 道路（幅員4メートル以上）に面し、収集車両が横付けして容易に収集できること。
- (2) 収集時に交通の妨げにならないこと。
- (3) 住居戸数に応じた排出量に見合う広さを確保すること。
- (4) 事業主は、誓約書により入居者にごみ集積施設の維持管理義務が継続される旨、徹底すること。及び市指定方法を厳守するよう指導すること。
- (5) 入居後の事業活動に伴う事業系ごみは、家庭系ごみとは別に、各排出事業者が自らの責任において処理することを入居者に指導すること。

(新設道路の標準横断構造図)

第6条 新設道路の標準横断構造は、幅員又は有効幅員に応じ、下図のとおりとする。

- (1) 幅員が9メートル以上のものについては、既設道路及び開発行為等の形状を勘案し、市長が別に定める。
- (2) 幅員が6メートルの場合

(注) 道路側溝は原則として、二次製品を使用すること。

(新設道路側溝の標準横断構造)

第7条 新設道路側溝の標準横断構造は、以下のとおりとする。

(1) U型

(一般部分)

(切り下げ部分)

ア プレキャスト5型 (PU5型)

ウ プレキャスト3型 (PU3型)

イ 場所打ち7型

エ 場所打ち6型

福岡県土木部制定標準構造図による。

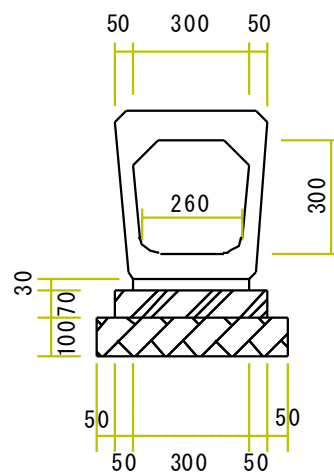
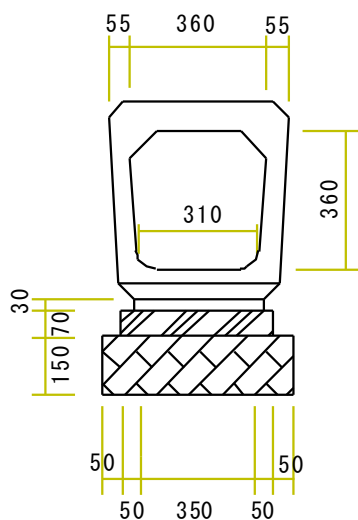
(注) 現場の状況により、他のPUタイプが適切な場合もあるので、市と協議すること。

基礎材の使用材料は、現場の状況により適切なものを用いるものとする。  
上記の構造によりがたい場合は市と協議すること。

(2) 暗渠 (交差店内等) (単位: mm)

ア 360型

イ 300型



(注) 製造元により形状が異なるため、市と協議すること。

(3) L型

ア プレキャストPL3型

イ 場所打ちPL4型

福岡県土木部制定標準構造図による。

(新設道路の舗装構造)

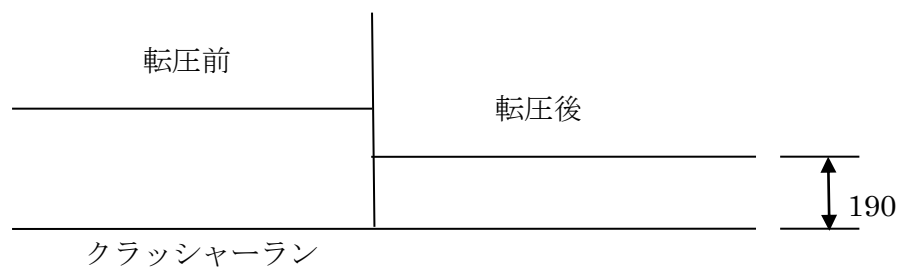
第8条 新設道路の舗装構造は、アスファルト舗装要綱に基づき設計すること。ただし、大型車の交通量が多い場合は、そのつど協議すること。

(1) 車道 (単位: mm)

ア 下層路盤工及び路床安定処理工

マカダムローラー (10～12 t)

タイヤローラー (8～20 t)

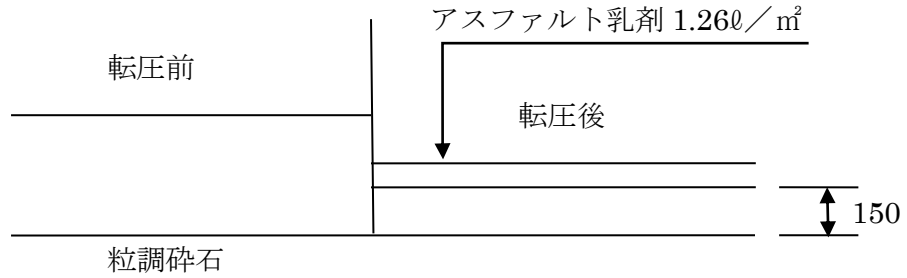


(注) 路床が軟弱な場合は、置換・安定処理・盛土工法等により改良すること。

イ 上層路盤工

マカダムローラー (10~12 t)

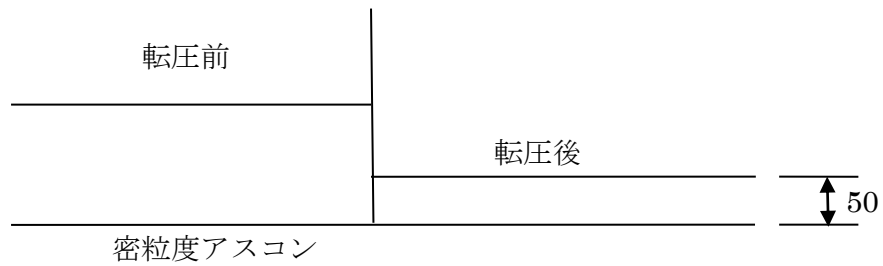
タイヤローラー (8~20 t)



ウ 表層工

マカダムローラー (10~12 t)

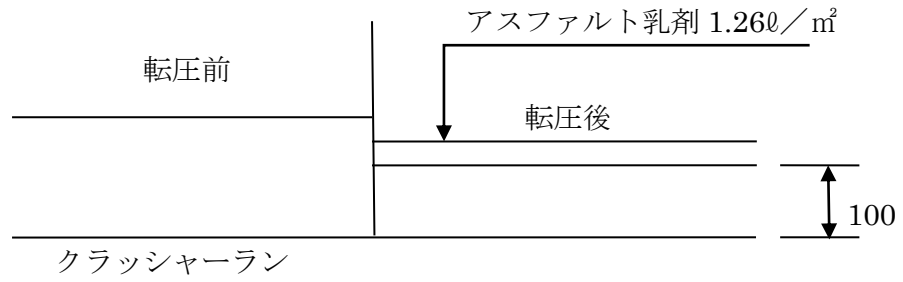
タイヤローラー (8~20 t)



(2) 歩道

ア 路盤工

ダンパー及び振動ローラー (3.0～4.0 t)



イ 表層工

ダンパー及び振動ローラー (3.0～4.0 t)

